

# 意見書

令和8年度区民活動支援事業補助金申請事業審査

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会

令和7年12月15日

豊島区長 高 際 み ゆ き 様

令和8年度区民活動支援事業補助金申請事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会

中 田 喜 万

高 瀬 頭 功

戸 塚 留 名

杉 田 聡 士

山 口 茂 樹

(順 不 同)

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	令和8年度区民活動支援事業補助金申請事業の募集について .....	1
	(1) 募集の概要 .....	1
	(2) 応募の状況 .....	2
3	令和8年度区民活動支援事業補助金申請事業の審査について .....	2
	(1) 審査方法 .....	2～3
	(2) 審査項目及び評価点 .....	4
	(3) 審査結果 .....	5～6
4	審査を終えて .....	6
	(1) 審査結果の総括 .....	6
	(2) 意見・要望等 .....	6～8
5	令和8年度区民活動支援事業補助金 審査結果一覧 .....	9～12
<b>【参考資料1】</b>		
	令和7年度区民活動支援事業補助金審査委員会開催状況 .....	13
<b>【参考資料2】</b>		
	令和8年度豊島区区民活動支援事業補助金募集要項 .....	14～53

## 1 はじめに

区民活動支援事業補助金は、区民の自主的活動を支援するものであり、区民が創意工夫に基づき、地域づくりや区民福祉に貢献する活動を展開することにより、区民と行政それぞれが役割を担う協働の実現を目指して交付する補助金である。

一方で、本補助金は区民の貴重な税金を主たる財源として交付するものであり、交付の理由や効果について区民の理解が得られるよう、申請事業がその時々々の区民ニーズや社会情勢に即しているか、事業が自立的で区民参加がなされているか、事業が地域づくりや区民福祉に貢献し発展性が見込まれるか等の観点により精査・判定される必要がある。

令和8年度の補助金申請においては、上記の趣旨及び目的を踏まえ、18事業のプレゼンテーション審査を含め、58事業について審査基準に基づき審査を行った。

## 2 令和8年度区民活動支援事業補助金申請事業の募集について

### (1) 募集の概要

審査に先立ち、区では「令和8年度豊島区区民活動支援事業補助金募集要項」（以下、「募集要項」という。14～53 ページの【参考資料 2】参照）に基づき、対象事業の申請募集を行った。募集の概要は以下のとおりである。

#### 1) 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

#### 2) 補助の種類と交付額

補助の種類は、推進支援型と創出支援型の2種類である。

1事業あたりの補助金交付額は、3万円～100万円の範囲内とする。

補助率は、推進支援型は総事業費の50%以内、創出支援型は総事業費の70%以内又は60%以内（下記参照）とする。

補助の種類		補助率
推進支援型	事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が2年以上の事業に対する補助	50%以内
創出支援型	新たな事業の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が2年未満の事業に対する補助	実績が1年未満の事業…70%以内 実績が1年以上2年未満の事業…60%以内

※創出支援型の補助を受けていた事業の3年目以降は、推進支援型で補助金交付申請することができる。

#### 3) 申請可能事業数

1団体1事業とする。

#### 4) 補助金総額

予算の範囲内で、概ね2千万円

#### 5) 募集期間

令和7年7月1日～令和7年8月15日

#### 6) 周知方法

令和7年6月23日に豊島区のホームページに募集内容を掲載し、「広報としま」の7月1日号及びSNS（X、ピアッザ）に募集記事を掲載した。

また、各区民ひろばや図書館などの区の施設に募集チラシを掲示した。

### (2) 応募の状況

応募総数は58事業、補助申請総額は24,905千円となり、昨年度と比べ、応募数の変化はなかったが、申請総額は347千円の増加となった。

推進支援型及び創出支援型の内訳は下記のとおりである。

なお、新規の申請は、昨年度の5事業から3事業に減少した。

<応募総数>

補助の種類	令和7年度	令和8年度	増減
推進支援型	52事業	52事業	0事業
	21,634千円	21,670千円	36千円
創出支援型	6事業	6事業	0事業
	2,924千円	3,235千円	311千円
計	58事業	58事業	0事業
	24,558千円	24,905千円	347千円

※申請補助額は1,000円未満を四捨五入

<うち、新規申請数>

補助の種類	令和7年度	令和8年度	増減
推進支援型	0	0	0
創出支援型	5	3	-2
計	5	3	-2

### 3 令和8年度区民活動支援事業補助金申請事業の審査について

#### (1) 審査方法

##### 1) 書類審査

申請があった事業について、審査委員会委員が審査項目に基づき申請書、実施計画書、事

業収支予算書などの申請書類の審査を行った。

## 2) プレゼンテーション審査

書面による審査を補完するため、平成 19 年度補助金の審査よりプレゼンテーション審査を導入している。今年度は新規に申請があった 3 事業及び継続申請の 15 事業の計 18 事業について、下記の日程で審査を行った。

日程	事業名	団体名
令和 7 年 10 月 16 日 (対面審査)	Tokyo ラブリエコレクション 【新規】	Tokyo ラブリエコレクション
	第 44 回山の手青年会盆踊り	山の手青年会
	わーどダンスフェスティバル inTOSHIMA2026	わーどダンスフェスティバル 実行委員会
	火災予防並びに防火思想の普及高揚	豊島防火防災協会
	IWGP 池袋ウエストグルメパーク 2026 【新規】	IW グルメ実行委員会
令和 7 年 10 月 21 日 (対面審査)	更生保護の視点からの犯罪予防活動及び福祉活動	豊島区更生保護女性会
	飲食店と学生がゴミ拾いで未来に繋げるプロジェクト 【新規】	としま飲食ゴミ拾い学縁
	令和 8 年度「朝日ほのぼのランド事業」	朝日ほのぼのランド
	大塚ミュージックフェスティバル	OMA(大塚ミュージックアソシ エーション)
	スノードロップ楽団による吹奏楽演奏会の実施	スノードロップ楽団
令和 7 年 10 月 16 日 ～ 11 月 4 日 (動画審査)	第 44 回住まいの無料相談フェア	住まいの無料相談フェア実 行委員会
	いけぶくろの子ども達にふるさとを(盆踊りと 大縁日大会)	いけぶくろ盆踊り実行委員 会
	子ども達のやりたい!を応援してドキメキス テージ	ドキメキワールドダンスキッ ズ
	もりもり倶楽部(障害者の地域社会における 共生の実現を目指す余暇活動事業)	NPO 法人アフタースク ールの会
	いけよん地区住民向け医療・福祉相談事業	いけよんプロジェクト
	みんなで楽しくラジオ体操	池袋ラジオ体操の会
	駒込活性化プロジェクト～神社で縁日&地域 交流フェスタ～	コマカツプロジェクト
	マンガの聖地トキワ荘ワールドフェスティバ ル及びマンガの聖地トキワ荘学校	マンガの聖地トキワ荘ボラ ンティア

## (2) 審査項目及び評価点

審査項目として募集要項に定める審査基準の10項目を審査した。

貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、区政に貢献しているか【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、区政への貢献を期待できるか【新規結成団体】
政策合致性	事業は区の政策の方向性と合致しているか
適時性・有効性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか。事業は地域づくりや区民福祉に効果があるか
自発性	区民が事業目的に向け、自発的に取り組んでいる事業か。 補助金の交付や会員間の互助が主目的となっていないか
実現可能性	自主財源の確保、実施体制、スケジュール等の実現性は確かなものか。
区民参加	事業の計画時に区民の関与は可能であるか。事業に多くの区民が参加できる方策がとられているか。
継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか
独創性・先駆性	事業は意欲やチャレンジ性に富んでいるか
収支の妥当性	事業実施のために自主財源確保の努力がされているか。 事業の経費・申請額は妥当か
説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか

審査項目ごとの評価点は0点～3点の4段階とし、各点の判断基準は次のとおりとした。

3点	大いに補助すべき内容である
2点	補助してもよい内容である
1点	補助する必要性が乏しい内容である
0点	補助する必要のない内容である

### (3) 審査結果

#### 1) 審査結果の区分

一事業につき、150点満点（3点×10項目×審査委員5人）とし、各事業を点数の高い順に次のとおり区分し、評価のランクとした。

A（109点以上）	申請のまま補助金を交付することに特に問題がない事業
B（105点以上 108点以下）	原則として交付することはさしつかえない事業
C（97点以上 104点以下）	余地があれば交付することはさしつかえない事業
D（96点以下）	補助する必要性が乏しい事業

#### 2) 各申請事業の審査結果

各事業の審査結果は、9ページから12ページのとおりである。

【推進支援型】全52事業

A評価が31事業、B評価が14事業、C評価が6事業、D評価が1事業であった。

【創出支援型】全6事業

A評価が0事業、B評価が3事業、C評価が3事業であった。

推進支援型と創出支援型を合わせた審査結果の昨年度比較は次のとおりである。

評価のランク	令和7年度	令和8年度	増減
A	33事業（56.9%）	31事業（53.5%）	-2事業（-3.4%）
B	17事業（29.3%）	17事業（29.3%）	0事業（0.0%）
C	7事業（12.1%）	9事業（15.5%）	2事業（3.4%）
D	1事業（1.7%）	1事業（1.7%）	0事業（0.0%）
合計	58事業	58事業	0事業

※（ ）内は構成比、小数点第2位四捨五入。

#### 3) 平均点

申請事業の平均点及び昨年度比較は次のとおりである。

補助の種類	令和7年度	令和8年度	増減
推進支援型	122.5点	110.1点	-12.4点
創出支援型	113.7点	103.0点	-10.7点
全体	121.6点	109.4点	-12.2点

※150点満点、小数点第2位四捨五入。

審査項目別の平均点は次のとおりである。

審査項目	満点	推進支援型	創出支援型	全体
貢献度	15 点	12.5 (12.8)	10.7 (11.5)	12.3 (12.7)
政策合致性	15 点	12.0 (12.9)	10.8 (12.0)	11.9 (12.8)
適時性・有効性	15 点	10.9 (11.8)	10.3 (10.8)	10.9 (11.7)
自発性	15 点	11.4 (13.3)	10.8 (12.5)	11.3 (13.2)
実現可能性	15 点	11.9 (13.3)	10.8 (11.8)	11.8 (13.2)
区民参加	15 点	11.2 (12.0)	10.3 (10.3)	11.1 (11.8)
継続性	15 点	10.7 (12.7)	9.3 (10.7)	10.6 (12.5)
独創性・先駆性	15 点	10.5 (11.4)	10.7 (12.0)	10.5 (11.4)
収支の妥当性	15 点	9.3 (11.2)	8.5 (10.7)	9.2 (11.1)
説明責任	15 点	9.7 (11.2)	10.7 (11.3)	9.8 (11.2)
合計	150 点	110.1 (122.5)	103.0 (113.7)	109.4 (121.6)

※小数点第 2 位を四捨五入、( )内は昨年度審査の平均点

## 4 審査を終えて

### (1) 審査結果の総括

本補助金は区民の税金を主たる財源に交付するものであるため、地域づくりや区民福祉に貢献する公益性の高い事業に対して、効果的に補助することが求められる。

そのため、申請事業をより詳細に把握し、書類審査を補完することを目的に、プレゼンテーション審査を昨年度より拡充し、本年度は対面審査を 10 事業、動画審査を 8 事業実施した。新規申請事業、前回 B 評価の事業、申請額 10 万円以下の事業を中心に対象を定め、実現可能性、効果の対象及び程度、補助金の使途や収支の適切性などを確認することができた。

申請書類及びプレゼンテーションにより 58 事業を審査した結果、申請事業の平均点は 150 点満点中 109.4 点となり、昨年度の 121.6 点から 12.2 ポイント減少した。

補助の種類別にみると、推進支援型、創出支援型ともに平均点は昨年度より 10 ポイント以上減少し、特に推進支援型は 12.4 ポイントの大幅な減少となった。

審査項目別では、推進支援型の「継続性」の平均点が前年度比で最も大きく 2 ポイントの減少となった。この背景には、推進支援型の継続事業において構成員の高齢化と事業承継の課題が、申請書類やプレゼンテーションで確認される事例が増え、この点が評価低下につながったものと推察する。

### (2) 意見・要望等

#### 1) 補助金の継続・申請回数について

本補助金制度を平成 14 年度に開始してから今年度で 23 年が経過する。本補助金は申請回数の上限がないため、現在では 10 年以上の継続申請が全体の約 6 割を占めている。

一方、23 区内の同種の補助金では、多くが申請回数を 3 回以内に設定しており、豊島区のように申請回数に上限がないものは少数派である。

公益性の高い区民活動への補助は、広義の協働の一形態であり、長期の補助であっても、厳正な審査を経て公益性が認められる事業に公金を投入することに理由と意義はあると考える。

ただし、その場合でも、公平な基準に基づき評価し、適正な基準で公益性の高い事業に集中的に補助金を投下していくべきであるが、現状では新規事業と継続事業で審査の土俵が十分統一されていない可能性がある。そのため、一定期間補助を継続した事業については、新規事業と同じ土俵で評価できるよう、対面プレゼンテーションの義務化など、新規事業と継続事業の審査の公平性を担保する仕組みの構築が必要である。

さらに、制度運用上の課題として、長期の補助は区民活動を安定的に支援する利点がある一方で、活動の財源が補助金に依存し、既得権益化するリスクを有している点も無視できない。補助金が区民の貴重な税金を主たる原資としていること、また、制度開始から 20 年以上が経過していることを踏まえ、「地域活動だからといって区が永続的に補助を継続しうる」という現在の仕組みについては、制度のあり方を含めた再検討も必要である。

具体的な検討事項としては、

- ・継続申請の事業については、申請回数の上限設定や、重要政策補助金への移行、あるいは区の事業化など、補助終了の出口を設定すること。
- ・新規申請事業については、新しく創出された事業や若年層主体の組織からの申請を促す仕組みを整備すること。

が挙げられる。

## 2) 審査項目・採点について

令和 6 年度分の審査から、所管課の点数を事業の得点に合算しない方式に変更した。この変更は、審査委員による相対的な事業評価を適切に反映させる点で有効である。

その上で、今年度、現行 10 項目の審査項目を分析した結果、審査項目は大きく「公益性」「実施体制」「区民参加」の 3 つの観点に整理でき、それぞれの観点到複数の審査項目が連動していることが確認できた。

一方、「独創性・先駆性」については、関連する審査項目が 1 つ（配点 3 点）のみであるため、独創性が低くても他の項目で高評価を得やすい構造となっており、長年補助を受けている団体が高評価を受けやすい一因であると推察される。

以上の分析結果を踏まえ、審査の透明性及び公平性を向上させるとともに、「継続事業の精査」や「新規事業の参加促進」を具体化するため、審査項目の整理・見直しが必要と考える。

審査項目を絞り込み、一つの項目で複数の要素を総合的に評価する方式、あるいは項目を増やし評価のブレを抑制する方式など複数の選択肢が考えられるが、審査委員会での議論を通じて区民の考えを反映させた補助金制度とすることが極めて重要である。

については、従来の評価基準や審査の目的に配慮しつつ、次回の審査までに議論の結果を反映させた新たな基準を適用させたい。

### 3) 行政協力団体からの申請について

警察・消防をはじめ、全国または都道府県レベルの行政組織の協力団体による申請が見受けられる。これらの団体が行う活動の公益性・意義は理解できる一方で、「区民の自主的な活動」と言えるのかどうか、公益性や自発性の評価など、行政が担うべき性質の強い事業と区民の自発的な活動による事業を同じ土俵で審査することには課題がある。

本審査委員会の役割は、限られた予算の範囲内で、区民の自発的な公益活動に対して、補助金を効率的かつ公正に配分することにある。行政協力団体の事業を審査することで、真に区民の自発性に基づいた活動への支援が圧迫される、あるいは審査基準が不必要に複雑化することは好ましくない。

区においては、既に公益性が確立している行政協力団体の事業について、その性質に応じて、重要政策補助金への移行や区の事業化など、より適切な財源の検討を要望する。

### 4) 補助金の効果測定について

本補助金は、募集要項の「1 補助の目的」において、「地域づくりや区民福祉の向上などに寄与する活動をしている区民活動団体に対し補助金を交付することで、その活動の健全な発展を促進し、区民と行政との協働が図られる地域社会を実現すること」を目的としている。

この目的を達成するためには、補助金の交付は最終的なゴールとするのではなく、区民活動の活性化を図るための梃子（てこ）として捉える視点が重要であるが、現行の制度においては、補助金が区民活動の活性化に与えた効果の測定に関して、その尺度や測定方法に検討の余地がある。

補助金の効果を最大化し、公金の適切な用途を説明するためにも、活動状態のモニタリング、成果物や区民活動への影響の検証プロセスを強化していくことが望ましい。

令和8年度豊島区区民活動支援事業補助金 審査結果(得点順)

事業No.	種別	区分	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	採点内訳(各15点満点)										合計(150点満点)	評価
								貢献度	政策合致性	適時性有効性	自発性	実現可能性	区民参加	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任		
R08039	推進	継続	長崎獅子舞 長崎獅子行列 道行き	長崎獅子舞保存会	1,800,000	900,000	50.0%	13	13	11	13	13	12	14	11	10	11	121	A
R08026	推進	継続	だれでも食堂	NPO法人いきがい安心ジョイフル結の会	838,300	419,150	50.0%	13	14	12	13	11	11	11	11	12	11	119	A
R08007	推進	継続	4・13根津山小さな追悼会開催と被災証言集の記録	4・13根津山小さな追悼会実行委員会	537,800	268,900	50.0%	14	13	12	13	12	11	8	11	12	12	118	A
R08033	推進	継続	いけよん地区住民向け医療・福祉相談事業	いけよんプロジェクト	120,000	40,000	33.3%	13	12	12	13	12	12	11	11	11	11	118	A
R08005	推進	継続	マイクラ避難訓練と多言語防災動画制作ワークショップ	としま地域防災会議	260,000	130,000	50.0%	13	12	11	13	12	10	11	12	11	12	117	A
R08038	推進	継続	精神保健福祉ボランティアグループによる「フリースペース」の運営	としまコスモスの会<豊島区精神保健福祉を進めるボランティアの会>	296,000	130,000	43.9%	14	12	11	13	12	12	11	11	11	10	117	A
R08003	推進	継続	1 防火防災に関する行動力の向上 2 同世代の防災リーダー、将来の地域防災の担い手の育成	豊島消防少年団	965,400	300,000	31.1%	13	13	10	10	13	13	13	10	11	10	116	A
R08014	推進	継続	第三地区町会連合大運動会	連合大運動会実行委員会	415,000	190,000	45.8%	13	12	11	12	12	13	12	10	10	11	116	A
R08016	推進	継続	第35回わくわく冒険まつり	わくわく冒険まつり実行委員会	670,000	200,000	29.9%	12	13	11	12	13	12	11	11	11	10	116	A
R08025	推進	継続	絵本の読み聞かせを中心とした世代間交流	りぶりんと・としま	900,000	450,000	50.0%	13	12	11	12	13	12	10	11	11	11	116	A
R08028	推進	継続	認知症になっても安心して暮らせる豊島区を作る区民活動	オレンジ(認知症)セーフコミュニティ豊島を作る会	512,000	215,000	42.0%	13	13	12	13	11	11	10	12	12	8	115	A
R08030	推進	継続	スノードロップ楽団による吹奏楽演奏会の実施	スノードロップ楽団	180,000	90,000	50.0%	12	13	13	12	12	10	9	13	10	11	115	A
R08032	推進	継続	共生社会啓発イベント「パディウォーク東京for all 2026」	NPO法人SUPLIFE	2,700,000	1,000,000	37.0%	14	13	13	12	11	8	13	13	8	9	114	A
R08034	推進	継続	覚醒剤等薬物乱用防止推進普及啓発活動事業	東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会	320,000	160,000	50.0%	14	13	11	10	12	11	11	9	11	12	114	A
R08011	推進	継続	更生保護の視点からの犯罪予防活動及び福祉活動	豊島区更生保護女性会	630,000	250,000	39.7%	14	12	9	13	12	11	11	10	11	10	113	A

令和8年度豊島区民活動支援事業補助金 審査結果(得点順)

事業No.	種別	区分	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	採点内訳(各15点満点)										合計 (150点満点)	評価
								貢献度	政策 合致性	適時性 有効性	自発性	実現 可能性	区民 参加	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任		
R08013	推進	継続	子育て支援講座～ママの笑顔を応援～	AneママグループTOMATO	288,380	144,190	50.0%	13	13	12	12	12	10	10	10	10	11	113	A
R08017	推進	継続	第49回青少年相撲大会	池袋本町宮元青年会	1,200,000	350,000	29.2%	12	12	12	11	12	12	12	9	11	10	113	A
R08054	推進	継続	アイポイント	NPO法人ゼファー池袋まちづくり	1,090,000	380,000	34.9%	11	11	10	12	13	11	13	11	10	11	113	A
R08019	推進	継続	ボーイスカウト活動を通じた青少年の健全育成	豊島区ボーイスカウト連絡協議会	1,340,000	400,000	29.9%	12	12	11	12	12	13	11	11	9	9	112	A
R08020	推進	継続	第49回わんぱく相撲豊島区大会	わんぱく相撲豊島区大会実行委員会	980,000	490,000	50.0%	12	11	11	12	12	13	12	11	10	8	112	A
R08021	推進	継続	こまごめ子どもフェスタ	こまごめ子どもフェスタ実行委員会	500,000	250,000	50.0%	13	13	12	12	11	12	12	11	7	9	112	A
R08029	推進	継続	認知症にならない健康なまちづくり事業	元気！ながさきの会	1,720,250	618,250	35.9%	13	13	12	12	12	10	10	10	10	10	112	A
R08031	推進	継続	もりもり倶楽部(障害者の地域社会における共生の実現を目指す余暇活動事業)	NPO法人アフタースクールの会	3,693,787	1,000,000	27.1%	13	13	12	12	12	10	11	10	8	11	112	A
R08035	推進	継続	義歯名入れ・歯科技工啓発事業	豊島区歯科技工士会	360,000	180,000	50.0%	13	12	12	12	13	11	10	12	9	8	112	A
R08009	推進	継続	第47回サンシャインシティ納涼盆踊り大会	サンシャインシティ納涼盆踊り大会実行委員会	4,000,000	1,000,000	25.0%	12	12	12	11	12	13	10	10	9	10	111	A
R08024	推進	継続	シニアによる絵本読み聞かせて世代間交流	くまの子	612,000	306,000	50.0%	13	12	11	12	13	12	9	11	10	8	111	A
R08015	推進	継続	アートあそび教室	Sassily(サシリー)	2,070,000	1,000,000	48.3%	11	12	12	11	13	12	10	11	8	10	110	A
R08027	推進	継続	独居老人・高齢者世帯支援サービス事業	おたすけクラブ	140,000	70,000	50.0%	13	12	11	13	11	11	7	10	11	11	110	A
R08006	推進	継続	豊島区内在住の小中学生を対象とした防火防災教育及び社会奉仕活動	池袋消防少年団	600,000	150,000	25.0%	13	13	11	10	12	11	12	8	10	9	109	A
R08049	推進	継続	大塚ミュージックフェスティバル	OMA(大塚ミュージックアソシエーション)	2,000,000	600,000	30.0%	12	11	10	12	12	10	13	11	8	10	109	A

令和8年度豊島区区民活動支援事業補助金 審査結果(得点順)

事業No.	種別	区分	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金 申請額	総事業費 に占める 割合	採点内訳(各15点満点)										合計 (150点満点)	評価
								貢献度	政策 合致性	適時性 有効性	自発性	実現 可能性	区民 参加	継続性	独創性 先駆性	収支 妥当性	説明 責任		
R08055	推進	継続	令和8年度「朝日ほのぼのランド事業」	朝日ほのぼのランド	440,000	150,000	34.1%	11	11	10	12	12	11	11	12	8	11	109	A
R08002	推進	継続	火災予防並びに防火思想の普及高揚	豊島防火防災協会	1,678,000	300,000	17.9%	14	12	10	8	13	10	11	8	10	12	108	B
R08012	推進	継続	第44回住まいの無料相談フェア	住まいの無料相談フェア実行委員会	105,324	30,000	28.5%	12	11	11	11	12	10	12	10	11	8	108	B
R08018	推進	継続	第54回としま子どものつどい ワンバクまつり	としま子どものつどい実行委員会	1,550,000	770,000	49.7%	12	13	11	11	12	12	12	11	5	9	108	B
R08041	推進	継続	ダンス&パフォーマーフェスティバル<IWGPFES>	NPO法人wa-shoi	1,396,500	613,000	43.9%	12	12	10	11	11	11	12	11	9	9	108	B
R08043	推進	継続	みんなで楽しくラジオ体操	池袋ラジオ体操の会	160,000	70,000	43.8%	12	11	11	12	12	12	11	10	8	9	108	B
R08050	推進	継続	アウル・ハッピーフェスティバル(2部構成)① 豊島の歴史を語る会②島の樹公園イルミネーション点灯式	島の樹を創る会	950,000	450,000	47.4%	12	11	9	11	12	11	11	12	10	9	108	B
R08053	推進	継続	わーどダンスフェスティバル inTOSHIMA2026	わーどダンスフェスティバル 実行委員会	950,000	450,000	47.4%	11	12	10	10	11	11	13	10	9	10	107	B
R08203	創出	新規	Tokyo ラブリエコレクション	Tokyo ラブリエコレクション	1,397,310	737,310	52.8%	11	11	12	10	10	11	9	13	9	11	107	B
R08010	推進	継続	第44回山の手青年会盆踊り	山の手青年会	817,031	200,000	24.5%	13	12	11	10	11	12	7	9	11	10	106	B
R08051	推進	継続	第34回「すがも中山道菊まつり」	すがも菊まつり実行委員会	3,000,000	900,000	30.0%	13	11	11	11	12	12	11	11	7	7	106	B
R08023	創出	継続	子ども達のやりたい！を応援してドキメキステーション	ドキメキワールダンスキッズ	1,402,000	701,000	50.0%	11	12	10	10	12	10	10	11	9	10	105	B
R08036	推進	継続	飼い主のいない猫とペットに係る活動及び地域の見守り活動	まち・どうぶつと共に生きる会	420,000	210,000	50.0%	12	11	11	12	11	12	9	11	7	9	105	B
R08040	推進	継続	スポーツ&お正月広場&防災	NPO法人地域総合型椎の美スポーツクラブ	1,053,000	526,000	50.0%	12	12	10	10	12	12	11	10	7	9	105	B
R08045	推進	継続	①日本伝統文化体験で国際交流・地域活性化 ②はたちのつどい留学生支援事業	NPO法人Fam	1,600,000	800,000	50.0%	12	12	12	11	12	9	13	11	6	7	105	B

令和8年度豊島区区民活動支援事業補助金 審査結果(得点順)

事業No.	種別	区分	申請事業名	申請団体名	総事業費	補助金申請額	総事業費に占める割合	採点内訳(各15点満点)										合計(150点満点)	評価
								貢献度	政策合致性	適時性有効性	自発性	実現可能性	区民参加	継続性	独創性先駆性	収支妥当性	説明責任		
R08046	推進	継続	第31回ふくろ祭りでおみこしを担ごう	国際交流のおみこしを担ぐ会	1,547,970	773,985	50.0%	12	12	11	10	12	10	12	10	7	9	105	B
R08048	推進	継続	マンガの聖地トキワ荘ワールドフェスティバル及びマンガの聖地トキワ荘学校	マンガの聖地トキワ荘ボランティア	200,000	100,000	50.0%	11	11	11	12	11	11	9	11	7	11	105	B
R08052	創出	継続	芝桜植樹プロジェクト	芝桜の会	507,100	297,100	58.6%	11	11	10	12	10	11	10	11	8	11	105	B
R08037	推進	継続	地域猫活動及び飼い主への援助活動	NPO法人東京キャッツアイ	3,310,000	1,000,000	30.2%	12	11	10	12	11	11	10	10	8	9	104	C
R08047	推進	継続	東京よさこいによる街の活性化や地域振興を推進すると共に東京よさこい所属チームを豊島区と友好関係にある都市に派遣し「友好・親善」を深める事業	東京よさこいサポーターズクラブ	2,250,000	1,000,000	44.4%	11	11	10	10	13	11	13	11	6	8	104	C
R08004	推進	継続	自主防災力向上のための訓練実施及び地域防災に関する調査研究、火災予防等防災思想を高めるための視察研修会	池袋防火女性の会	168,600	66,000	39.1%	14	12	9	8	13	9	8	8	11	11	103	C
R08022	推進	継続	いけぶくろの子供達にふるさとを(盆踊りと大縁日大会)	いけぶくろ盆踊り実行委員会	2,200,000	950,000	43.2%	13	11	10	10	11	14	7	10	8	9	103	C
R08056	推進	継続	巣鴨庚申塚エリア活性化事業(さくらそう、千川上水公園歴史展示会・街並み絵画展・さくらそうワークショップ・3校美術部による絵画展・まちづくり勉強会・わがまち魅力発掘ワークショップ)	巣鴨庚申塚まちづくりを考える会	500,000	250,000	50.0%	11	11	11	11	11	12	9	11	8	8	103	C
R08044	創出	継続	駒込活性化プロジェクト～神社で縁日&地域交流フェスタ～	コマカプロジェクト	320,740	183,444	57.2%	11	10	11	11	12	10	10	10	7	10	102	C
R08201	創出	新規	飲食店と学生がゴミ拾いで未来に繋げるプロジェクト	としま飲食ゴミ拾い学縁	540,800	315,800	58.4%	10	12	10	11	11	9	9	9	10	11	102	C
R08001	推進	継続	1 世代や性別間を超えた地域の連携力の強化 2 火災予防運動時の広報	豊島防火女性の会	145,000	70,000	48.3%	14	12	10	8	12	10	9	7	10	8	100	C
R08202	創出	新規	IWGP池袋ウエストゲルメパーク2026	IWゲルメ実行委員会	10,500,000	1,000,000	9.5%	10	9	9	11	10	11	8	10	8	11	97	C
R08042	推進	継続	福祉チャリティーミュージックとしま	豊島区音楽サークル連盟	1,050,000	310,000	29.5%	9	11	9	10	11	8	8	10	9	7	92	D

## 【参考資料 1】

### 令和 7 年度区民活動支援事業補助金審査委員会開催状況

	開催日時	主な審議内容等
第 1 回	令和 7 年 5 月 22 日(木) 午前 10 時 30 分～午後 12 時 20 分 対面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・令和 8 年度補助金の募集要項</li> <li>・審査スケジュール</li> <li>・令和 8 年度区民活動支援事業補助金のオンライン申請方法</li> </ul>
第 2 回	令和 7 年 9 月 3 日(水) 午後 4 時～午後 5 時 30 分 オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度交付申請状況</li> <li>・審査・採点方法</li> <li>・プレゼンテーション審査対象事業の選定</li> </ul>
第 3 回	令和 7 年 10 月 16 日(木) 午後 1 時～午後 5 時 対面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーション審査</li> </ul>
第 4 回	令和 7 年 10 月 21 日(火) 午後 1 時～午後 5 時 対面開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーション審査</li> </ul>
第 5 回	令和 7 年 11 月 18 日(火) 午前 9 時 30 分～午前 10 時 50 分 オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度申請事業の評価</li> <li>・令和 8 年度申請事業審査に関する意見書</li> </ul>
第 6 回	令和 7 年 11 月 27 日(木) 午後 9 時 30 分～午後 10 時 30 分 オンライン開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 8 年度申請事業審査に関する意見書</li> <li>・審査項目の検討</li> </ul>

# 令和8年度 豊島区区民活動支援事業補助金 募集要項



今回の申請からオンライン申請に変わります。その他、募集内容が一部変更  
していますので、本募集要項をよくお読みいただき、ご応募ください。

令和7年6月

# 目次

I 補助の概要	1
1 補助の目的	1
2 補助対象期間	1
3 補助の種類	1
4 補助金の交付額	1
5 補助金総額	1
II 補助の対象等	2
1 補助の対象となる事業	2
2 補助の対象となる区民活動団体	2～3
3 補助の対象経費	3
4 補助の対象にできない経費	4
III 申請手続き	4
1 新規申請の事前相談（必須）	4
2 申請書の提出	5
3 提出書類	5～6
4 事業・審査スケジュール	6
5 団体の運営や活動に関する相談窓口	6
IV 審査・決定手続き	7
1 審査委員会による審査	7
2 審査方法	7
3 プレゼンテーション	7～8
4 ヒアリング	8
5 審査結果の通知	8
6 交付決定の通知	8
V 交付決定後の手続き	8
1 事業の変更・中止・廃止の手続き	8～9
2 実績の報告	9
3 補助金額の確定	9～10
4 補助金の請求	10
VI その他	11
審査基準	12
補助金申請にあたってここがポイント	13
各種様式	14～37

## I 補助の概要

### 1 補助の目的

地域づくりや区民福祉の向上などに寄与する活動をしている区民活動団体に対し補助金を交付することで、その活動の健全な発展を促進し、区民と行政との協働が図られる地域社会を実現することを目的とします。

### 2 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 補助の種類

推進支援型と創出支援型の2つの種類があります。

推進支援型	事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が2年以上の事業に対する補助
創出支援型	新たな事業の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が2年未満の事業に対する補助

※上記の実績の基準日は、令和8年4月1日です。同日の時点で、事業の実績が2年以上あれば推進支援型に、2年未満であれば創出支援型になります。

※推進支援型の補助金を受けていた団体が新たに実施する事業の補助は、創出支援型になります。

※創出支援型の補助金を受けていた事業の3年目以降の補助は、推進支援型になります。

### 4 補助金の交付額

1つの事業に対する補助金の交付額は、3万円～100万円の範囲内で、推進支援型事業の補助割合は総事業費（補助対象経費の総額）の50%以内、創出支援型事業の補助割合は総事業費の70%以内又は60%以内とします。

補助の種類		補助割合	交付額の範囲
推進支援型		総事業費の50%以内	3万～100万円
創出支援型	実績が1年未満の事業	総事業費の70%以内	
	実績が1年以上2年未満の事業	総事業費の60%以内	

※上記範囲内の金額で補助金の申請ができます。

※補助金の交付額は、事業終了時の総事業費及び審査委員会の審査結果（評価割合）を基に確定します。（9ページ「3 補助金額の確定」参照）

### 5 補助金総額

予算の範囲内で、概ね2,000万円。

## Ⅱ 補助の対象等

### 1 補助の対象となる事業

#### (1) 申請できる事業数

1 団体につき 1 事業とします。

#### (2) 対象となる事業の要件

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に実施し、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 団体が自ら企画し、実施するものであること
- ② 地域づくり、区民福祉に役立つことが期待できるものであること
- ③ 特定の政治、宗教及び思想に偏していないものであること
- ④ 営利（財産の取得を含む）を目的としないものであること
- ⑤ 豊島区及びその外郭団体から同種の補助金等の交付を受けていないものであること

団体の周年記念行事は上記②に、備品購入を主目的とした事業は上記④に該当しないため、補助対象事業とはなりません。

### 2 補助の対象となる区民活動団体

申請できる区民活動団体は、非営利の任意団体、NPO 法人又は公益法人等（注 1）とし、かつ、次の①から⑤の要件をすべて満たさなければなりません。

なお、②から⑤は推進支援型の補助金を交付申請する団体及び創出支援型の補助金を交付申請する団体の共通要件です。

- ① 団体の構成員は次のとおりであること
    - ・ 推進支援型の補助金を交付申請する団体  
構成員が 10 人以上で、そのうち区内在住者が過半数を占めていること
    - ・ 創出支援型の補助金を交付申請する団体  
構成員が 5 人以上で、そのうち区内在住者は、構成員が 5 人から 7 人までの場合は 5 人以上、構成員が 8 人以上の場合は過半数であること
- ※住民基本台帳の閲覧により、上記区内在住要件が確認できない場合、申請者にその旨を連絡します。（構成員の在住確認は申請者において行ってください。各構成員の区内在住の有無についてはお答えできません。）
- ② 活動拠点が区内にあること。法人については主たる事務所が区内にあること。
  - ③ 役員構成が明らかであるとともに、豊島区の公職にある者が代表者でないこと
  - ④ 団体の存立・運営の拠り所となる定款・会則等が、構成員の総意を反映する手続きを経て整備されていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあたっては、交付申請時に定款・会則等が整備されていないときは、交付申請する年の年末までに整備すること
  - ⑤ 年度ごとに適切に会計処理がなされていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあつては、交付申請時に会計処理した実績がないときは、会計処理後、速やかに決算書類等を提出すること

(注1) 公益法人等とは、法人税法上の「公益法人等」に該当する法人です。  
 ただし、一般社団法人及び一般財団法人は、非営利性が徹底された法人で、定款で公益活動を行うことが分かる場合に限り対象とします。

### 3 補助対象経費

事業の実施経費について、下記記載の科目により計上してください。また、事業に要する場合でも、団体構成員の賃金、旅費、飲食費等は、原則自主財源による支出で対応してください。なお、団体運営のための経費は、本補助事業の経費には計上できません(4ページ「4補助の対象にできない経費」参照)。

経費科目	計上する経費の内容等
1 事業費	
(1) 人件費	
臨時雇賃金等	事業のための臨時雇用の賃金等 (団体の運営に要する報酬、給料、福利厚生費等は事業費に計上できません。)
(2) その他経費	
業務委託費	デザイン作成委託、会場設営委託等 (ホームページ作成は団体のページと別に作成する場合があります。)
諸謝金	外部講師への謝礼金等(団体構成員への謝礼は計上できません。諸謝金の妥当性を判断するため、内訳や支払先を区から照会する場合があります。)
印刷製本費	事業に要する印刷・製本費
旅費交通費	事業に必要な場合のみ計上できます。
車両費	事業に要する車両賃借料等(団体所有車両の維持経費等は計上できません。)
通信運搬費	事業に要する電話代や郵送費(団体運営に要する電話代等は計上できません。)
消耗品費	備品費に計上を要するものを除く、事業に必要な物品又は原材料費 (事業参加者への配布品等は自主財源で対応してください。)
備品費	比較的長期間継続して使用、保存することができる1点2万円以上の物品 (創出支援型事業の申請の場合のみ計上可能(但し上限あり。4ページ参照))
水道光熱費	事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合にのみ計上できます。 (団体の運営に要する水道光熱費は計上できません。)
地代家賃	事業に要したことを証明できる場合のみ計上できます。 (団体運営に要する賃料等は計上できません。)
使用料	事業実施や事業打合せに要する会議室等の使用料
賃借料	事業に要する事務機器のリース料等 (団体運営に要する賃借料は計上できません。)
保険料	事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上できます。 (団体の運営に要する保険料は計上できません。)
手数料等	事業に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上できます。 (団体の運営に要する手数料は計上できません。)

※事業の必要上、上記記載の科目以外を計上する場合は、その理由を記載した書類(様式任意)を申請書に添付してください。

#### 4 補助の対象にできない経費

次の経費は補助の対象外のため、事業の実施経費として計上できません。

- ① 団体の運営に要する経費（事務員等の人件費、事務所の維持管理費、団体の財産の修繕経費、上部組織や関係団体への会費・交際費など）
- ② 事業に直接必要とされない経費（事業実施後の反省会・打上げ等の経費、基金・積立金など）
- ③ 用途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）
- ④ 備品（1点が2万円以上の物品）購入費。ただし、創出支援型の補助金を申請する場合に限り、総事業費の20%以内で、かつ20万円以下の額であれば総事業費に算入することができます。

※備品とは、その形状、性質を変えることなく、比較的長期間継続して使用、保存することができる物品です。

創出支援型の申請事業における備品費算入の可否を例示すると次のようになります。				
総事業費	内訳		算入可否	算入できない理由
50万円	備品費	15万円	×	備品費が総事業費の20%超（15万円÷50万円＝30%）のため
	上記以外	35万円		
150万円	備品費	20万円	○	
	上記以外	130万円		
200万円	備品費	30万円	×	備品費が総事業費の20%以内であるが、限度額の20万円を超えているため
	上記以外	170万円		

### Ⅲ申請手続き

#### 1 新規申請の事前相談（必須）

今年度、**初めて申請される事業**については、下記のとおり**事前相談が必要**です。

##### (1) 相談期間

令和7年7月1日（火）～7月25日（金）（土・日・祝日除く）

午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く）

##### (2) 相談先

区民活動推進課 協働推進グループ（豊島区本庁舎6階13番窓口）

電話：03-4566-2314（直通）

メールアドレス：A0011903@city.toshima.lg.jp

##### (3) 持参頂くもの

①事業実施計画書（第2号様式）

②申請団体の概要がわかる書類（会則、紹介リーフレット等）

##### (4) 申請先等の連絡

ご相談の結果、本補助金の対象となる事業実施計画を有すると認められる団体に、令和7年8月4日（月）までに申請先の区の所管課をご連絡します。

## 2 申請書の提出（継続事業の申請及び事前相談で新規事業として認められた申請）

### （1）提出期間

令和7年7月1日（火）～8月15日（金）（最終日午後5時まで）

※申請事業を所管する区の所管課が別途提出期間を設けている場合は、その期間にご提出ください。

### （2）提出先

申請事業を所管する区の所管課へご提出ください。提出先の所管課が不明な場合は、区民活動推進課協働推進グループへお問い合わせください。

※提出は、申請事業の目的や内容、予算等の公益性や政策合致性、実現可能性等について、区の所管課と十分な協議を経たうえで行ってください。

### （3）提出方法

下記、URL又は二次元コードのオンライン申請フォームからご提出ください。

※所管課ごとに申請フォームは異なりますので、ご提出の際は申請フォームをお間違えのないようご注意ください。

※窓口、郵送又はメールでの提出を希望する場合、提出先の所管課にご相談ください。

#### 【オンライン申請フォームURL】

<https://www.city.toshima.lg.jp/071/kurashi/kuminkatsudo/shien/documents/2506021520.html>



## 3 提出書類【（1）～（10）すべて必須】

（1）豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

（2）事業実施計画書（第2号様式）

（3）事業収支予算書（第3号様式）

（4）団体の概要・活動実績（第4号様式）

（5）団体の定款、規約又は会則（会計・監査について明文化されているもの）

※「創出支援型」の申請で、受付期限までに整備されていない場合は、会則の案と整備予定時期を記載した書類（様式任意）を提出してください。

（6）団体の構成員名簿（役職、住所、氏名が記載されているもの）

（7）団体の総会資料（直近年度のもの）

※今年度設立の団体は設立総会の資料を提出してください。

（8）団体の今年度の予算書、直近年度の決算書

※設立後間もない団体で会計年度が終了していないときは、会計年度終了後、すみやかに決算書を提出してください。

※36～37ページに一般的な予算書および決算書の様式例を記載しています。

団体の予算書および決算書を作成する場合の参考としてください。

（9）交付申請する事業の参考資料（前年度（又は直近）の当該事業の周知用チラシ、事業風景の写真等、申請事業の内容がわかる資料。A4又はA3用紙4枚以内。）

※資料に基づき、事業の活動状況や公益性等を判断します。

※創出支援型で新たに事業を行う場合は、事業の実現性を示す書類等を提出してく

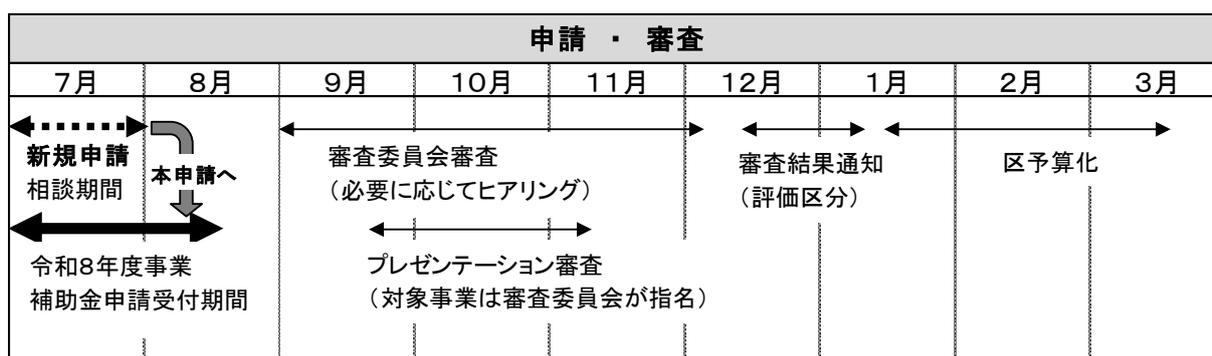
ださい。

- (10) 豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書（第9号様式）及び補助金使途明細書（第10号様式）の写し（直近年度のもの）

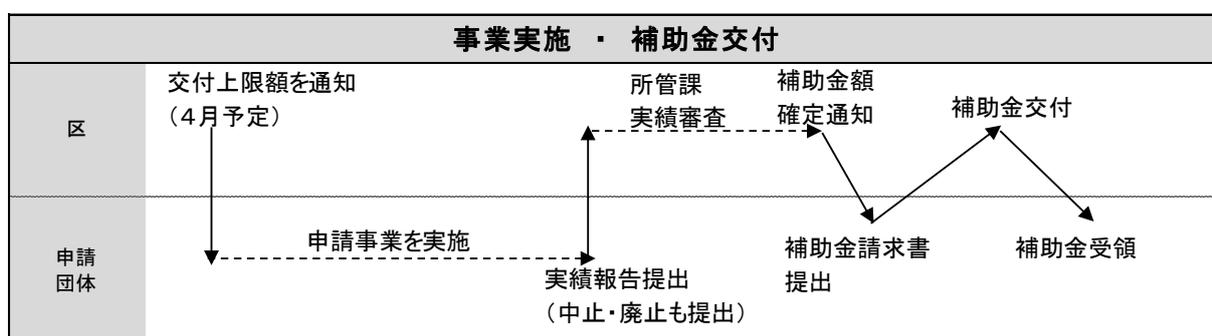
※経年支出の妥当性も審査の対象とします。本補助金の交付実績がない場合は提出不要です。

#### 4 事業・審査スケジュール

令和7年度（申請・審査）



令和8年度（事業実施・補助金交付）



#### 5 団体の運営や活動に関する相談窓口

団体の運営や地域活動に関する相談を、下記で受け付けています。**(要予約)** ぜひ、ご利用ください。

**【地域活動交流センター】**

豊島区西池袋2-37-4 としま産業振興プラザ4階  
 電話 03-6907-3110  
 月曜日から土曜日(年末年始、祝日、毎月最終月曜日を除く)  
 午前10時から正午までおよび午後1時から午後6時30分まで

## IV 審査・決定手続き

### 1 審査委員会による審査

審査委員会は、学識経験者3名及び公募区民2名の委員で構成されています。この審査委員会が、申請のあった事業について、12ページの審査基準に基づき審査し、その結果を踏まえて区長が補助対象事業を決定します。

### 2 審査方法

審査委員会による審査は、原則として書面審査により行います。15ページ以降の各種様式の留意点をご確認いただき書類を作成してください。

提出書類の記載が不十分で、事業や収支の内容などが説明できていないものは、審査結果に影響がでる場合がありますので、ご注意ください。

提出書類に軽微な記載不備があった場合は、区から再提出を求める場合がありますが、受付期限後の申請者による書類の差し替えは原則として認められません。

### 3 プレゼンテーション

書面審査を補い事業内容を精査するため、申請事業のプレゼンテーションをしていただく場合があります。審査の一環のため、審査委員会が指定した事業については、必ずプレゼンテーションのご対応をお願いします。

#### (1) 対象事業

プレゼンテーションの対象となる申請事業は、審査委員会が指定します。

※申請書（第1号様式）のプレゼンテーション希望の有無は、指定の際の参考とさせていただきます。対象事業は、精査の必要性を踏まえ、審査委員会が判断いたします。このため、希望無しの場合でも、指定する場合があります。

#### (2) 実施方法

「会場でのプレゼンテーション」又は「プレゼンテーション動画の提出」。

※実施方法は、対象事業ごとに審査委員会で決定します。

#### (3) 時間配分

①団体からの事業内容等の説明 10分程度

②審査委員会委員との質疑応答 30分程度

※実施方法が「プレゼンテーション動画の提出」の場合は、団体の事業内容等の説明動画（10分以内）を提出していただきます。

#### (4) 実施予定日

令和7年10月16日（木）午後、又は、10月21日（火）午後

#### (5) 実施内容

①プレゼンテーション対象事業の申請団体に、日時、実施方法等を連絡いたします。（9月中旬を予定）

②団体からの事業内容等の説明では、申請団体の概要、活動の目的、申請事業の概要、事業の公益性等をご説明ください。

時間内に簡潔に説明できるよう、申請内容を補足するパンフレットや事業実施時の写真等をご活用ください。

※創出支援型で新たに事業を始める場合は、事業の実現性や自主財源確保の見込み等がわかる資料をご用意ください。

③「会場でのプレゼンテーション」の質疑応答では、経費に関する質問をすることがありますので、なるべく会計を把握する方もご同席ください。

④審査のため、プレゼンテーションは非公開とします。

また、プレゼンテーション審査の様子を録音・録画することは禁止とします。

#### 4 ヒアリング

上記のプレゼンテーションとは別に、審査の必要に応じて、団体の代表者及び事業所管課にヒアリングを行います。

#### 5 審査結果の通知

審査結果の通知は、令和8年1月末までに団体に送付します。

豊島区区民活動支援事業補助金審査委員会の評価として、「A・B・C・D」いずれかの区分で通知します。

##### 評価区分と評価割合の目安

評価区分	A	B	C	D
評価割合の目安	100%	70%	40%	0%

※上記の評価区分及び評価割合は変更となる場合があります。

※補助金申請金額に評価割合を乗じた金額が、下記「6 交付決定の通知」の補助金交付限度額になります。

#### 6 交付決定の通知

上記5の審査結果を踏まえ、補助金を交付することとした事業には、豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書（第5号等式）を、交付しないこととした事業には豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）を、令和8年4月以降に団体に送付します。

なお、交付決定通知書に記載された補助金交付限度額（以下、「当初の交付限度額」）は、補助金の上限額であり、これを超えて請求することはできません。また、事業終了時の総事業費（実績）によっては、補助金の確定額が当初の交付限度額より減額となる場合があります。

### V 交付決定後の手続き

#### 1 事業の変更・中止・廃止の手続き

実施計画に記載した事業内容を変更するとき、収支予算書に記載した経費を変更するとき、事業を廃止・中止するときは、事業変更・廃止・中止承認申請書（第7号様式）を提出して、事前に承認を受ける必要があります。

なお、軽微な変更は、この手続きを省略することができます。  
詳しくは、事業所管課又は区民活動推進課までお問い合わせください。

## 2 実績の報告

事業終了後、速やかに事業の実績報告として次の書類を提出してください。

なお、この提出書類は、次年度以降の事業審査の資料といたします。

- (1) 豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書（第9号様式）
- (2) 補助金使途明細書（第10号様式）
- (3) 領収書・レシートなど経費の支出が確認できる書類  
（複数の行事を行った場合は、支出がどの行事に該当するかを説明する資料（様式任意）を添付してください。）

上記の領収書等は、補助金を使って支出した経費分だけでなく、自主財源から支出した分も含め、事業実施にあたり支出したすべての経費分が必要となります。原則として、使途明細書の補助金使途内訳欄及び自主財源使途内訳欄に必要な経費として記載することができるのは、領収書等があるもののみとなります。また、領収書等が提出できない場合は、後述する補助金額の確定時に額が減額されることがありますので、大切に保管してください。

なお、事業実施年度の前後の年度の日付の領収書等については、その支払いが実施年度の事業に要するものか判断できないため、原則として無効となります。

## 3 補助金額の確定

上記2の(1)から(3)の書類を審査し、補助金額を確定して、豊島区区民活動支援事業補助金確定通知書（第11号等式）を団体に通知します。

審査は、事前承認を得ることなく事業を変更していないか、事業の経費とすることができないものを計上していないか、補助金の使途とできない経費に補助金を充てていないかなどを確認します。

**事業終了時の総事業費が申請時の総事業費（予定金額）を下回った場合、当初の交付限度額より補助金確定額が減額となることがあります（下記計算式による）。**

推進  
支援型  
事業

**補助金確定額**

**=①事業終了時の総事業費×②補助割合50%×③評価割合**

※交付決定通知の補助金交付限度額を上限とする

※②補助割合は、申請時の補助割合に関わらず50%を用いる

創出  
支援型  
事業

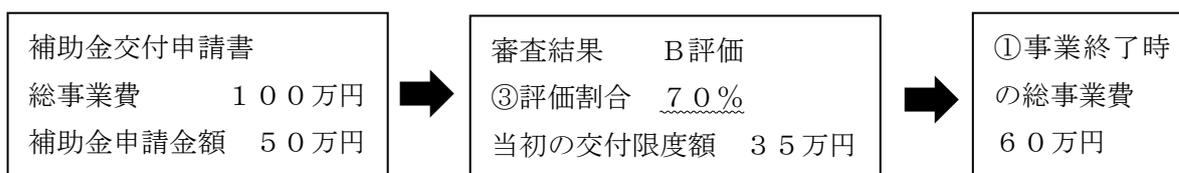
**補助金確定額**

**=①事業終了時の総事業費×②補助割合70%又は60%×③評価割合**

※交付決定通知の補助金交付限度額を上限とする

※②補助割合は、申請時の補助割合に関わらず、事業実績年数に応じて60%又は70%いずれかを用いる（1ページの「4 補助金の交付額」参照）

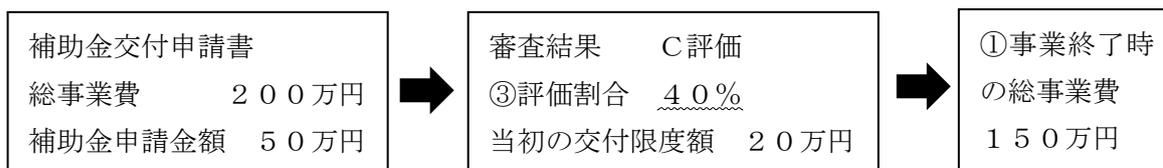
**例1**（**推進支援型事業**で申請時の総事業費を下回り減額となるケース）



補助金確定額

$$\text{①} 60\text{万円} \times \text{②} 50\% \text{固定} \times \text{③} \underline{70\%} = 21\text{万円}$$

**例2**（**推進支援型事業**で補助金交付限度額が上限となるケース）

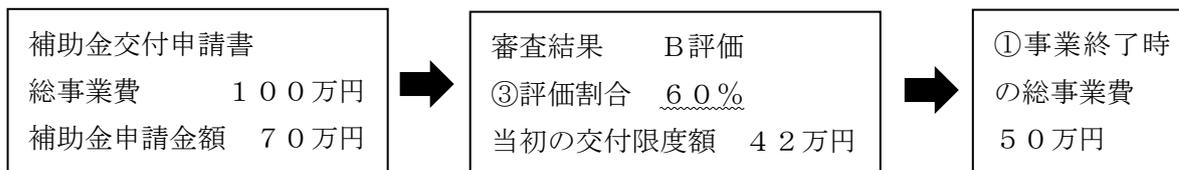


補助金確定額

$$\text{①} 150\text{万円} \times \text{②} 50\% \text{固定} \times \text{③} \underline{40\%} = \underline{30\text{万円}} \text{（誤り）}$$

⇒交付限度額の20万円

**例3**（**創出支援型事業**で実績が**1年未満**のケース）



補助金確定額

$$\text{①} 50\text{万円} \times \text{②} 70\% \text{固定} \times \text{③} \underline{60\%} = 21\text{万円}$$

#### 4 補助金の請求

(1) 確定払いによる請求（原則）

補助金の請求は、原則として、事業が終わり、実績報告を行い、補助金の額が確定したのちに行うことになります。

豊島区区民活動支援事業補助金請求書（第12号様式）に必要事項を記入のうえ、事業所管課に提出してください。

(2) 概算払いによる請求（例外）

例外として、事業終了前に概算払いで補助金を請求することができます。この場合には、豊島区区民活動支援事業補助金概算払い請求書（第13号様式）に必要事項を記入して事業所管課に提出してください。

概算払いで補助金を受領した際は、次の点に留意してください。

- ① 当初の交付限度額が補助の上限額となりますので、事業終了時の総事業費が補助金申請時の総事業費を上回っていても、追加請求することはできません。
- ② 概算払いで受領した補助金額より確定した補助金額が少ない場合は、その差額を返還してください。

## VIその他

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、又は補助金の交付決定にあたり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。
- 2 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることになります。
- 3 書類作成に要する経費など補助金交付申請にあたり必要となる一切の費用は、団体の自己負担となります。
- 4 補助金は、豊島区監査委員の監査の対象となります。
- 5 提出された書類は、豊島区行政情報公開条例及び豊島区個人情報保護条例の対象となります。
- 6 補助金交付決定を受けた事業の実態や補助金の効果を確認するため、審査委員による事業の視察を行っています。対象となる事業には、区より事前に連絡いたします。
- 7 補助金交付事業に関連するパンフレット等の印刷物に下記の豊島区区民活動支援事業ロゴマークの表示をお願いいたします。



## 審査基準

1 団体に補助金申請額を超えている余剰金があると審査委員会が認める場合は補助対象となりません。

2 審査項目は、次のとおりです。

### 【推進支援型・創出支援型共通】

項目	内容
貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、区政に貢献しているか。【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、区政への貢献を期待できるか。【新規結成団体】
政策合致性	事業は区の政策の方向性と合致しているか。
適時性・有効性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか。事業は地域づくりや区民福祉に効果があるか。
自発性	区民が事業目的に向け、自発的に取り組んでいる事業か。補助金の交付や会員間の互助が主目的となっていないか。
実現可能性	自主財源の確保、実施体制、スケジュール等の実現性は確かなものか。
区民参加	事業の計画時に区民の関与は可能であるか。事業に多くの区民が参加できる方策がとられているか。
継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか。
独創性・先駆性	事業は意欲やチャレンジ性に富んでいるか。
収支の妥当性	事業実施のために自主財源確保の努力がされているか。事業の経費・申請額は妥当か。
説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか。



## 補助金申請にあたって ここがポイント！！

### 1 まずは、自主努力が必要です！

会費を徴収したり、寄附を募ったりして、まずは自己資金を確保しましょう。  
他に活用できる補助金や助成金があるかどうかを調べてみましょう。調べた結果、  
区の補助を受けることが妥当となったときに申請をしましょう。

### 2 熱意をはっきりと文章に表現しましょう！

審査は、原則として書面で行われます。  
そこで、高い評価を得るためには、事業に取り組む熱意や事業実施による効果など  
を、具体的に「文章として」表現し、アピールしていくことが重要です。

### 3 説明責任があります！

補助金の原資は税金です。したがって、区は、なぜこの事業に補助金を交付したの  
かを明らかにする責任があります。  
また、補助金を受ける側にも、補助金をどのように使うのか、又、使ったのかを明  
らかにしていく責任があります。申請書面や実施報告書をしっかり作成し、説明して  
いきましょう。

### 4 事業の成果を、多くの人たちに知ってもらいましょう！

団体以外の方々に向けて、報告会やシンポジウムを開催するなど、自分達の活動を  
知ってもらうようにしてみたいはかがでしょうか？  
地域や社会の課題について皆さんが共に考える貴重な機会となると思います。

# 各種様式

## 申請にあたって提出する様式 ※ 記入上の留意点を記載しています。

● 第1号様式	豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書	15
● 第2号様式	事業実施計画書	16～17
● 第3号様式	事業収支予算書（年間を通した事業の記載例）	18～19
	事業収支予算書（イベント型の事業の記載例）	20～21
● 第4号様式	団体の概要・活動実績	22

## 交付決定後に用いる様式

第5号様式	豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書	23
第6号様式	豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書	24
● 第7号様式	事業変更・中止・廃止承認申請書	25
第8号様式	事業変更・中止・廃止申請承認書	26
● 第9号様式	豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書	27
● 第10号様式	補助金使途明細書	28～29
第11号様式	豊島区区民活動支援事業補助金額確定通知書	30
● 第12号様式	豊島区区民活動支援事業補助金請求書	31
● 第13号様式	豊島区区民活動支援事業補助金概算払請求書	32
第14号様式	豊島区区民活動支援事業補助金概算払承認決定通知書	33
第15号様式	豊島区区民活動支援事業補助金概算払不承認決定通知書	34
第16号様式	豊島区区民活動支援事業補助金交付決定取消通知書	35

## その他

（参 考）団体の予算書・決算書の様式例 36～37

- 印の様式は、下記2次元コード（又はURL）からダウンロードできます。

URL

<https://www.city.toshima.lg.jp/071/kurashi/kuminkatsudo/shien/documents/2005131519.html>



第1号様式（第6条第2項関係）

創出支援	推進支援
------	------

豊島区区民活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

豊 島 区 長

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

押印  
不要

豊島区区民活動支援事業補助金制度要綱第6条第2項の規定に基づき、 年度補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

事業名から事業の内容がわかるよう工夫してください。2つの申請事業をまとめて記入することはできません。

1. 事業名 \_\_\_\_\_

2. 実施予定日 年 月 日～ 年 月 日

3. 総事業費 \_\_\_\_\_ 円

申請事業の事業費です。第3号様式の事業収支予算書の収支額と一致します。

4. 補助金申請金額 \_\_\_\_\_ 円

5. 添付書類

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の概要・活動実績（第4号様式）

3万円～100万円の範囲内で  
推進支援型は総事業費の50%以内  
創出支援型で  
実績1年未満は総事業費の70%以内  
実績1年以上2年未満は総事業費の60%以内

【その他、添付書類（募集要項に定める上記以外の提出書類名を下記に記載）】

【記載例】

- (4) 会則
- (5) 会員名簿
- (6) ○年度総会資料
- (7) ○年度予算書・○年度決算書
- (8) △△事業周知チラシ、写真、事業計画書(A4又はA3用紙4枚以内)
- (9) 豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書及び補助金使途明細書(○年度分)

6. プレゼンテーションの希望 有 ・ 無

申請時に提出する書類です。

**この事業実施計画書は、審査委員会による審査の重要な資料となります。**

ここで、事業の目的、対象、内容、効果などを十分に説明されていないと低い評価になる場合があります。

**事業の目的、事業の対象者の範囲及び属性、事業の対象者や地域が受ける効果及び程度など、事業計画がしっかり伝わるよう、具体的にご記入ください。なお、審査項目は、12ページに記載されています。**

第2号様式（第6条第2項関係）

## 事業実施計画書

団体名

事業名	申請書(1号様式)に記入した事業名を記入してください。
事業開始年月日	年 月 日
実施予定日	<b>この事業を最初に</b> 始めた年月日を記入してください。 補助金申請する年度における事業の開始日ではありません。 事業開始後、かなりの期間が経過し、不詳な場合はわかる範囲内(年月だけ、年だけ)で記入してください。
事業の目的 (何のために事業を行うかなど、申請事業の目的、主旨を記入)	<b>事業で実現したい目的(地域づくり、区民福祉への貢献)を具体的に記入してください</b>
事業の内容 (事業の実施内容を具体的に記入)	
対象者	区内の在住・在勤・在学者、小中学生、〇〇地域住民等、 <b>事業の対象者の範囲と属性</b> を記入してください。
予定対象人数	事業の実施規模がわかるよう、行事への参加人数も含めて記入してください。
実施場所	

【裏面に続く】

<p><b>事業の周知について</b>  (区民への事業の実施の周知方法を記入)  ※直近の実施のチラシ等があれば添付</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>ホームページやチラシによる周知のほか、口コミによる伝達など工夫している点などを記入してください。</p> </div>			
<p><b>効果について</b>  (事業実施により、期待できる地域への効果を具体的に記入)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>団体への効果ではなく、<b>事業の対象者や地域に対して、どのような効果がどの程度期待できるか</b>を説明してください。</p> </div>			
<p><b>補助実績</b>  (この事業に対する実績を記入)  ※新規申請の場合は不要</p>	<p>直近の補助金申請年度</p>	<p>年度</p>	<p>直近の補助金申請額</p>	<p>円</p>
	<p>直近の補助金申請額と今回の補助金申請額との増減理由及び増加額の主な用途</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>この事業の補助金を申請した実績がある場合には、直近の申請年度及び申請額を記入してください。また、今回の申請額が異なっている場合は、その理由(増加している場合はその用途)も記入してください。</p> </div>		
<p><b>改善点</b>  (来年度の事業実施にあたり、直近の実施時と比較して、改善する点を記入)  ※新規申請の場合は不要</p>	<p>【直近に実施した時の反省点や課題】</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>この欄の記載が、毎年度、同じものが見受けられます。</b></p> <p>改善を怠っている、あるいは、不実な記載として評価が低くなることがあります。</p> </div>	
	<p>【来年度の実施にあたり改善する点】</p>			
<p><b>区民への事業報告</b>  (事業実施後に行う団体構成員や区民への報告方法を具体的に記入)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>事業の目的や区民への波及効果を踏まえ、事業実施結果をどのように区民等へ報告しているかを記入してください。</p> </div>			
<p><b>総事業費</b></p>	<p>円</p>	<p>補助金申請金額</p>	<p>円</p>	<p>円</p>
<p>事業費明細は、様式3の事業収支予算書のとおり</p>				

申請時に提出する書類です。

**年間を通した事業の記載例**

※団体の運営経費（構成員の人件費、事務所の賃借料等）は含めず、本補助事業に直接関わる収入のみ計上してください。

第3号様式（第6条第2項関係）

事業収支予算書

（補助金申請対象事業の予算を記入してください。団体活動の年間予算ではありません。）

団体名 \_\_\_\_\_

事業名 \_\_\_\_\_

記載例のように、算出内訳には単価、数量など内訳を詳しく記載してください。

1 収入の部

科目	金額	算出内訳	記載例
1. 会費（団体負担金）	〇〇〇円	団体会費収入から〇円を支出	記載例
2. 寄付金	〇〇〇円	△から寄付金 〇〇〇円 ◇からの協賛金〇円	
3. 助成金等	〇〇〇円	△団体からの助成金〇円	
4. 事業収益	〇〇〇円	物品販売 △商品 〇円×〇個 講座参加費 〇円×〇人	
5. その他収益			
自主財源小計 A	〇〇〇円	上記金額の合計	
区民活動支援事業補助金 B	〇〇〇円		
総計 A+B	〇〇〇円	第1号・第2号様式の総事業費と一致	

年間を通して講座などを行う事業の記載例です。事業の実現可能性や収支の妥当性等の審査資料となりますので、算出の内訳や見込み等を詳細に記載してください。記載が不十分な場合は、審査において評価が低くなります。

【裏面に続く】

**年間を通した事業の記載例**

※団体の運営経費（構成員の人件費、事務所の賃借料等）は含めず、本補助事業に直接関わる収入のみ計上してください。

**2 支出の部**

科 目	自主財源による支出	本補助金による支出	算出内訳
<b>1 事業費</b>			<b>記載例</b>
(1) 人件費 臨時雇賃金等	〇円	〇円	△事業アルバイト 〇円×〇人
(2) その他経費 業務委託費 諸謝金	〇円	〇円	△講座謝礼 学識経験者 2時間〇円×〇回 〇〇専門家 印刷物監修〇時間〇円
印刷製本費	〇円	〇円	リーフレット〇円×〇部 チラシ印刷 〇円×〇回
旅費交通費	〇円	〇円	△事業でのボランティア付添交通費 計〇円 内訳は別添
車両費 通信運搬費 消耗品費	〇円 〇円 〇円	〇円 〇円 〇円	事業案内郵券代 △事業に伴う物品購入、参加者飲料提供 計〇円 内訳は別添
備品費 水道光熱費 地代家賃 使用料 賃借料 保険料 手数料等	〇円 〇円 〇円 〇円 〇円 〇円 〇円	〇円 〇円 〇円 〇円 〇円 〇円 〇円	△事業の会場使用料 〇円×〇回 △事業での機材（マイク）リース代〇円 △事業の参加者保険料 〇円×〇人 謝礼金振込手数料 〇円
<b>各支出合計</b>	<b>〇〇〇円</b>	<b>〇〇〇円</b>	第1号・第2号様式の総事業費と一致

記載できる経費について、3ページの補助対象経費を確認の上、ご記入ください。

事業の必要上、記載以外の科目を計上する場合は、その理由を記載した書類(様式任意)を添付してください。  
なお、次の経費は、自主財源によっても、本事業には計上できません。(4ページの補助の対象にできない経費参照)

- ・団体の運営に関する経費（事務所の維持管理費など）
- ・事業に直接必要とされない経費（基金・積立金、打上げ経費など）
- ・用途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）

※備品費(2万円以上の物品)は創出支援型(上限あり)のみ計上できます。

※同一科目の経費を自主財源と本補助金の支出と振り分けても構いません。

**イベント型の事業の記載例**

※本補助事業の対象となるイベント事業を申請する場合の記載例です。  
本補助事業に直接関わる収入のみ計上してください。

第3号様式（第6条第2項関係）

事業収支予算書

（補助金申請事業の予算を記入してください団体活動の年間予算ではありません。）

団体名 \_\_\_\_\_

事業名 \_\_\_\_\_

記載例のように、算出内訳には単価、数量など内訳を詳しく記載してください。

1 収入の部

科目	金額	算出内訳
1. 会費（団体負担金）	〇〇〇円	団体会費収入から〇円を支出
2. 寄付金	〇〇〇円	◇イベント協賛金 1口〇円×〇団体
3. 助成金等	〇〇〇円	△団体からの助成金〇円
4. 事業収益	〇〇〇円	物品販売 計〇円 内訳は別紙 イベント参加費 @〇円×〇人
5. その他収益		
自主財源小計 A	〇〇〇円	上記金額の合計
区民活動支援事業補助金 B	〇〇〇円	
総計 A+B	〇〇〇円	第1号・第2号様式の総事業費と一致

記載例

事業の実現可能性や収支の妥当性等の審査資料となりますので、算出の内訳や見込み等を詳細に記載してください。特に事業収益については、集客規模等に見合った、実現性のある内訳を記載してください。記載が不十分な場合は、審査において評価が低くなります。

【裏面に続く】

### イベント型の事業の記載例

※本補助事業の対象となるイベント事業を申請する場合の記載例です。  
本補助事業の対象となる経費のみ計上してください。

## 2 支出の部

科目	自主財源による支出	本補助金による支出	算出内訳
1 事業費			<b>記載例</b>
(1) 人件費			
臨時雇賃金等	〇円	〇円	イベント手伝い謝礼金 1人〇円×〇人
(2) その他経費			
業務委託費	〇円	〇円	会場設営委託費 〇円 清掃委託費 〇円
諸謝金	〇円	〇円	演奏者謝礼金 △演奏団体1時間 〇円
印刷製本費	〇円	〇円	イベントポスター 〇円×〇部 進行表印刷 〇円×〇部
旅費交通費			
車両費			
通信運搬費	〇円	〇円	イベント案内郵券代
消耗品費	〇円	〇円	会場展示物作成消耗品計〇円 内訳は別添
備品費			
水道光熱費	〇円	〇円	イベント会場電気代支払
地代家賃			
使用料	〇円	〇円	打合せ時の△会場使用料 〇円×〇回
賃借料	〇円	〇円	イベント会場使用料 〇円
保険料	〇円	〇円	イベント機材(マイク)リース代〇円
手数料等	〇円	〇円	イベント参加者保険料 〇円×〇人 謝礼金振込手数料
各支出合計	<b>〇〇〇円</b>	<b>〇〇〇円</b>	第1号・第2号様式の総事業費と一致

記載できる経費について、3ページの補助対象経費を確認の上、ご記入ください。

事業の必要上、記載以外の科目を計上する場合は、その理由を記載した書類(様式任意)を添付してください。

なお、次の経費は、自主財源によっても、本事業には計上できません。(4ページの補助の対象にできない経費参照)

- ・団体の運営に関する経費(事務所の維持管理費など)
- ・事業に直接必要とされない経費(基金・積立金、打上げ経費など)
- ・使途が特定できない経費(予備費、雑費、繰越金など)

※備品費(2万円以上の物品)は創出支援型(上限あり)のみ計上できます。

※同一科目の経費を自主財源と本補助金の支出と振り分けても構いません。

申請時に提出する書類です。

## 第4号様式（第6条第2項関係）

### 団体の概要・活動実績

#### 1 団体の概要

団 体 名			
所 在 地			
設 立 年 月 日	年 月 日	代 表 者	
団 体 構 成 員 (構成員の年代が不明な場合は、おおよその年代で記入)	人 (内、区内に在住している構成員数 人)		
	20代以下 人	・ 30～40代 人	・ 50～60代 人
	70代以上 人		
会 費	1人		円/年間
活 動 目 的 (団体の活動目的や設立目的を記入)	申請する「事業」の目的ではなく、 <b>団体</b> の活動目的あるいは設立目的を記入してください。		

#### 2 これまでの団体の活動実績

年度	実績の内容又は予定	年間活動経費
令和5年度 (申請した事業の実績ではなく、団体の前々年度の年間活動実績を記入)	申請する「事業」の実績ではなく、 <b>団体</b> の活動全体のこれまでの実績及び年間の活動経費を記入してください。	
令和6年度 (申請した事業の実績ではなく、団体の前年度の年間活動実績を記入)		
令和7年度 (今年度の団体の年間活動予定を記入)		

#### 3 団体の会計決算における繰越金の使途

提出する団体の決算書類等に申請額を超える繰越金がある場合は、その使途を記入してください。

団体の予算書・決算書に申請額を超える繰越金がある場合には、この欄にその繰越金の使い道を記入してください。

#### 4 事業に対する自己評価及びPR等団体の自由意見記入欄

申請する事業の成果や反省点など自己評価、申請するにあたって特にアピールしたいこと等、団体からの声・自由な意見を記入してください。

豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付けで申請のあった 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名

- 2 補助金交付限度額 円  
(算出式) 補助金申請金額 ( \_\_\_\_\_ 円) × 評価割合 ( \_\_\_\_\_ %)  
この補助金交付限度額は、補助の上限額です。  
事業終了時の総事業費（実績）によっては減額になる場合があります。

3 補助の条件

- (1) この補助金は、交付目的以外に使用してはならない。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、交付決定の内容又はここに附した条件に違反したときは交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることがある。
- (3) この補助金による事業が終了したときは、速やかに区の定める様式により実績報告を行わなければならない。
- (4) すでに交付した補助金の額が、事業実績に基づき確定した補助金の額を超えているときは、超えた額を返還しなければならない。
- (5) 上記のほか、豊島区補助金交付規則及び豊島区区民活動支援事業補助金制度要綱の定めに従わなければならない。

(所管課)

課：電話

第6号様式（第7条第3項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付けで申請のあった 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 不交付理由

（所管課）

課：電話

申請時から事業内容や経費配分を変更する場合は、軽微なものを除き、あらためて区の承認が必要となります。

第7号様式（第8条第2項）

## 事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

豊 島 区 長

団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

押印  
不要

年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった 年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由及び内容

3 中止・廃止の理由

第8号様式（第8条第3項関係）

事業変更・中止・廃止申請承認書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付けで申請があった 年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業の変更・中止について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 承認内容

（所管課）

課：電話

第9号様式（第9条第1項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

豊島区長

団体名 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印  
 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年度豊島区区民活動支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

事業名		
事業の目的		
実施日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	
実施場所		
参加人数		
実施内容		
事業実施効果		
総事業費	補助金申請時（予定金額）	事業終了時（確定金額）
	円	円

【添付資料】補助金使途明細書（第10号様式）

補助金の使途を確認できる領収書等の証拠書類の写し

## 補助金使途明細書

団体名 \_\_\_\_\_

事業名 \_\_\_\_\_

### 1 収入の部

科 目	金 額	算出内訳
1. 会費		
2. 寄付金		
3. 助成金等		
4. 事業収益		
5. その他収益		
自主財源小計 A		
区民活動支援事業補助金 (見込額) B		
総 計 A + B		

補助額は、交付決定通知書の交付限度額が上限です。

実施後の総事業費が申請時より増加した場合も、補助額は増額できません。

また、総事業費が申請額より減少した場合は、9～10ページ「3 補助金額の確定」参照し、再計算後の補助額を記入してください。  
申請時より補助額が減額となる場合があります。

【裏面に続く】

## 2 支出の部

科 目	自主財源に よる支出	本補助金に よる支出	算出内訳
1 事業費 (1) 人件費 臨時雇賃金等  (2) その他経費 業務委託費 諸謝金 印刷製本費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 備品費 水道光熱費 地代家賃 使用料 賃借料 保険料 手数料等			<div data-bbox="566 701 1385 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>記載については、18～21ページの事業収支予算書の注意書きと同様です。 申請時から経費配分や事業内容を変更する場合は、軽微なものを除き、 あらかじめ区の承認が必要となります。</p> </div>
各支出合計			

豊島区区民活動支援事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

なお、すでに補助金確定額を超える補助金が交付されているときは、納付期限までに差額の補助金を返還してください。

記

1 事業名

2 総事業費 \_\_\_\_\_円

3 補助金確定額 \_\_\_\_\_円

(算出式)  $\text{総事業費} \times \text{補助割合 (50\%又は60\%又は70\%)} \times \text{評価割合 ( \quad \% )}$

ただし、豊島区区民活動支援事業補助金交付決定通知書の補助金交付限度額を上限とします。

4 補助金既交付額 \_\_\_\_\_円

5 補助金返還額 \_\_\_\_\_円

6 返還金納付期限 \_\_\_\_\_年 月 日

(所管課)

課：電話

豊島区区民活動支援事業補助金請求書

年 月 日

豊 島 区 長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 実施日 年 月 日 ~ 年 月 日

3 請求金額 円

豊島区区民活動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

豊 島 区 長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

〒

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号をもって交付決定があった 年度豊島区区民活動支援事業補助金について、概算払により下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 実施（予定）日 年 月 日 ～ 年 月 日

3 請求金額 円

4 概算払を必要とする理由

豊島区区民活動支援事業補助金概算払承認決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付けで申請のあった 年度豊島区区民活動支援事業補助金概算払の請求について、下記のとおり承認することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 概算払承認額 \_\_\_\_\_円

3 承認条件 （1）事業終了後、速やかに要綱第9条に定める実績報告を行うこと  
（2）上記実績報告を受けて区が通知する補助金額確定通知において補助金の返還を命じられた場合は、区が定める期限までに返還金を納付すること

（所管課）

課：電話

豊島区区民活動支援事業補助金概算払不承認決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付けで申請のあった 年度豊島区区民活動支援事業補助金概算払の請求について、下記のとおり承認しないことを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 不交付理由

（所管課）

課：電話

第16号様式（第12条第2項関係）

豊島区区民活動支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

豊島区長 （ 区 長 名 ）

年 月 日付け 第 号による 年度豊島区区民活動支援事業補助金の交付決定について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 取消理由

（所管課）

課：電話

## 団体の予算書・決算書の様式（例）

年度 活動計算書

年 月 日から 年 月 日まで

団体名 \_\_\_\_\_

科目	金額	内訳・内容等
I 経常収益		
1 会費		
2 寄付金		
3 助成金等		
4 事業収益		
5 その他収益		
I 経常収益計	A円	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
報酬・給料		
福利厚生費等		
臨時雇賃金等		
(2) その他経費		
業務委託費		
諸謝金		
印刷製本費		
旅費交通費		
車両費		
通信運搬費		
消耗品費等		
修繕費		
水道光熱費		
地代家賃		
使用料		
賃借料		
保険料		
手数料等		
租税公課		
雑費		
II 経常費用計	B円	
当期経常増減額	C円 (A - B円)	

【次頁に続く】

科目	金額	内訳・内容等
Ⅲ 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	D円	
Ⅳ 経常外費用 固定資産売却損 過年度損益修正損	E円	
税引前当期増減額	F円 (C + D - E円)	
諸税	G円	
前期繰越額	H円	
次期繰越額	F - G + H円	

《問合せ先》

豊島区 区民部 区民活動推進課 協働推進グループ

本庁舎6階 13番窓口

電話 (4566) 2314 (直通)